業務委託契約書

(以下「委託者」という。)と

AXIS株式会社(以下「受託者」という。)とは、

次のとおり業務委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(委託業務の内容)

1委託者は、以下の業務(以下「本業務」という。)を1日の中で行うこととする。

(1)メルカリの100円値下げ

(2)コメント返し

(3)セール打ち

2委託者は、本業務を誠実に履行し、受託者のために尽力するものとする。

第2条(個別契約)

1本契約に定める諸条項は、本契約の有効期間中に、本契約に基づいて委託者と受託者との間で締結される契約(以下「個別契約」という。)にも適用される。

2個別契約の条項と本契約に定める条項とが矛盾する場合は、個別契約の条項が本契約に優先するものとする。

第3条(善管注意義務)委託書は、本件業務を善良な管理者の注意をもって行うこととし、委託者及び受託者は、相互に信用を傷つける行為を一切行わない。

第4条(報酬)

1本契約に基づく委託者の報酬は、月額

金5,000円(税込)とする。

2受託者は、本契約締結後月頭5日までに、前項の報酬を、受託者は委託者が指定する預金口座に振り込むものとする。

なお、振込手数料は受託者の負担とする。

委託者及び受託者は、以下の各号のいずれか一つに該当するときは、相手方に対し、予めその旨を書面(電子メール等の電磁的方法を含む。以下「書面等」という。)にて通知しなければならない。

1住所又は所在地が移転したとき

2委託者の勤務地に変更が生じたとき

3氏名、名称又は商号に変更が生じたとき

4第4条第2項に規定する受託者の口座が変更したとき5代表者に変更が生じたとき

6本契約書に署名する連絡先電話番号に変更が生じたとき

第5条(秘密保持)

1委託者及び受託者は、本契約有効期間中及び本契約終了後は、本契約又は個別契約の締結及び履行に関して開示を受けた他の当事者の秘密情報(本契約のため委託者及び受託者が相手方に開示する

技術上、営業上における一切の情報)を、法令に基づき適正に管理しなくてはならない。

2本契約の当事者は、本契約又は個別契約の締結及び履行に関して開示を受けた他の当事者の秘密情報及び個人情報を履行以外の目的で使用し、若しくは、第三者に漏洩・開示又は公表してはならない。3前項の規定にかかわらず、次の各号に定める情報は、秘密情報に当たらないものとする。

1開示を受けた時に既に保有していた情報

2開示を受けた時に既に公知であった情報

3開示を受けた後に受領者の責に帰すべき事由によらず公知となった情報

4開示を受けた後に受領者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報

5開示された情報によらず受領者が独自に開発した情報

6法令又は裁判所もしくは政府機関の命令、要求又は要請に基づき、開示する情報

第6条(契約期間)

1本契約の有効期間は、契約締結日より3ヶ月とする。ただし、期間満了の3か月前までに委託者及び受託者の双方から書面(電子メール等の電磁的方法を含む。)による何らの意思表示がなされない場合、同一条件で3ヶ月更新され、以後も同様とする。

2前項の規定により本契約が終了した場合であっても、当該終了時点において有効に存続する個別契約については、当該個別契約の有効期間中、本契約の各条項がなお有効に当該個別契約に適用されるものとする。

第7条(反社会的勢力の排除)

1委託者及び受託者は、相手方に対し、本契約締結以前及び本契約期間中において、自己及び自己が実

質的に経営を支配している会社が次の各号に該当し、かつ各号を遵守することを表明し、保証し、誓約する。

(1)反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及びその関係

団体又はその構成員。総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロなど暴力、威力、脅迫的言辞や詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体もしくはその構成員又は個人。以下「反社会的勢力」という。)でないこと。

(2)主要な出資者、役職員又は実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でないこと。(3)反社会的勢力を利用しないこと。

(4)反社会的勢力に財産的利益又は便宜を供与しないこと。

(5)役員等が反社会的勢力と親密な交際や密接な関係がないこと。(6)自ら又は第三者を利用して次の行為を行わないこと。

1暴力的な要求行為

2法的な責任を超えた不当な要求行為

3取引に関して、詐欺的手法を用いあるいは脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

4風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

2委託者又は受託者は、自己の責めに帰すべき事由の有無を問わず、相手方が前項の規定に違反した場合、事前に通知することなく、本契約を解除することができる。この場合、相手方に損害が生じても、これを一切賠償することを要しない。

3委託者又は受託者は、相手方が第1項に違反したことにより損害を被ったときは、相手方に対し、その一切の損害の賠償を請求することができる。

第8条(損害賠償責任)委託者又は受託者が、故意又は過失によって本契約に違反し、相手方に損害を与えたときは、相手方に現実に生じた直接かつ通常の損害の範囲でこれを賠償する責を負う。なお、この場合における賠償額は、100万円とする。

第9条(存続条項)第8条(秘密保持)、第12条(契約期間)、第14条(損害賠償責任)、本条及び

第10条(管轄)

は、本契約が終了した後もなお効力を有する。

第16条(管轄)本契約に起因又は関連して生じた一切の紛争については、訴額に応じ、大阪地方裁判所又は大阪簡易裁

判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条(信義誠実の原則)本契約に定めのない事項又は本契約の履行につき疑義が生じた場合には、双方が誠意をもって協議し、

円満解決を図るものとする。

本契約締結し成立した証として本書2通を作成し、各自記名捺印の上それぞれその1通を保有する。もしくは、本書の電磁的記録を作成し、委託者および受託者が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

契約日

委託者

住所及び所在地

〒491-0831

　　　愛知県一宮市森本1丁目2番29号秋田マンション202号

氏名　山中　愛望

受託者

住所及び所在地　大阪府門真市沖町17-22

氏名　AXIS株式会社　代表取締役　石田敏彦

連絡先070-4007-8394